

## ●保険税率と計算方法

国保税は、その世帯の所得や、国保に加入している人数などを基に算出されます。

保 険 税 率	区分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
	<u>所得割率</u>	8.20%	2.50%	2.50%
	<u>均等割額</u>	1人につき 31,000円	1人につき 10,000円	1人につき 10,000円
	<u>平等割額</u>	1世帯につき 26,000円	1世帯につき 7,000円	1世帯につき 5,000円
	課税限度額	63万円	19万円	17万円

- ① 所得割額 = (前年中の所得 - 43万円) × 所得割率  
② 均等割額 = 世帯の被保険者数 × 該当の 均等割額  
③ 平等割額 = 該当の 平等割額 の合計額

$$\text{国保税(年額)} = \text{①所得割額} + \text{②均等割額} + \text{③平等割額}$$

※医療分、支援金分、介護分をそれぞれ計算し、100円未満を切り捨てて合計したものが年税額となります。

※年度途中で国保を取得・喪失された場合は、月割りで計算します。

## ○その他○

### ●軽減制度

所得の申告をしている世帯で、国保被保険者の前年中の合計所得が一定額以下の場合、均等割額・平等割額が軽減されます。

・7割軽減

⇒43万円 + 10万円 × (給与所得等 <※1> の数 - 1) 以下

・5割軽減

⇒43万円 + (28.5万円 × 被保険者数 <※2>) + (10万円 × (給与所得等 <※1> の数 - 1) 以下

・2割軽減

⇒43万円 + (52万円 × 被保険者数 <※2>) + 10万円 × (給与所得等 <※1> の数 - 1) 以下

※1 給与所得等とは、一定の給与所得者（給与収入55万超）と公的年金所得者（65歳未満の場合は、公的年金等収入が60万円超、65歳以上の場合は、公的年金等収入が110万円超）の方を指します。

※2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方（特定同一世帯所属者）も含まれます。

お問い合わせ先 〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号 土佐清水市役所  
○課税について 税務課市民税係 0880-82-1129  
○納付について 税務課収納推進室 0880-87-9135  
○資格・給付について 市民課国保係 0880-82-1108